

## 包括承認基準 1 7 病院等に隣接する調剤薬局の取扱いについて

### (適用の範囲)

第 1 この基準は、市街化調整区域内に現に立地している病院又は診療所（以下、「市街化調整区域内の病院等」という。）に通院する患者の利便性を目的として立地しようとする調剤薬局（第 34 条第 1 号の医薬品販売を除く。）であって、次に掲げるいずれにも該当するものに適用する。

(1) 申請者は、自ら営業を行う者で、薬剤師の資格を有していること。

なお、法人の場合は、従業員に薬剤師の資格を有する者がおり、その者が申請地に適正に配置されること。

(2) 調剤薬局は、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に規定する薬局、かつ健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局であること。

### (立地)

第 2 申請地は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 申請地は、市街化調整区域内の病院等の敷地から原則として 70 メートル未満にある土地であること。

(2) 申請地は、建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路に面すること。

### (申請地の面積)

第 3 申請地の面積は、500 平方メートル以下とし、路地状敷地でないこと。

### (予定建築物の規模等)

第 4 予定建築物の規模等については、次のとおりとする。

(1) 予定建築物の業務の用に供する部分の規模は、25 平方メートル以上 200 平方メートル以下とし、管理上必要なものは、休憩室、湯沸室、更衣室、シャワー室、便所とし、その規模は 20 平方メートル以下とすること。

(2) 予定建築物に倉庫を設ける場合の規模は、建築される調剤薬局の規模を総合的に判断し、必要最小限を認めることとし、倉庫と管理上必要として設ける室との面積の和は、業務の用に供する部分の面積の 2 分の 1 以下とすること。

(3) 予定建築物は、2 階建て以下、かつ、高さは、10 メートル以下とする。

(4) 予定建築物に階段を設ける場合は、屋外階段は認めない。

### (その他)

第 5 次の要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同店舗及び長屋店舗については、認めない。

(2) 来客者用の駐車場を整備すること。

### 付 則

1 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 包括承認基準 17 の解説

(適用の範囲)

### 第 1

#### 市街化調整区域内に現に立地している病院又は診療所

市街化調整区域内に現に立地している病院等には建設中のものも含む。

(立地)

### 第 2

#### 市街化調整区域内の病院等の敷地から原則として 70 メートル未満にある土地

病院等が立地している敷地境界から調剤薬局を建築する敷地までの最大の距離は 70 メートル未満とする。

なお、病院等の周辺に道路等で分断された病院等用駐車場（通院患者等の駐車場及び病院等の従業員駐車場をいう。）が存し、70 メートル未満に建築する土地がない場合は、その隣接地まで認める。

(その他)

### 第 5

#### 共同店舗

出入口が 1 つで店内を間仕切りし各々が店舗経営をしている建築物。

#### 長屋店舗

各々が店舗で出入口を構え独立した店舗が集合した建築物。